

法曹養成制度改革顧問会議

第22回会議 議事録

第1 日 時 平成27年6月11日（木）自 午前 10時02分
至 午前 11時08分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 推進室報告
- 3 推進会議に向けた報告について
- 4 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、橋本副孝顧問、
山根香織顧問、吉戒修一顧問

発言者 文部科学省高等教育局北山浩士専門教育課長

法曹養成制度改革推進室 大塙亮太郎室長、西山卓爾副室長

○大塙室長 予定の時刻となりましたので、「法曹養成制度改革顧問会議」の第22回会議を始めさせていただきます。

本日、私は、国会対応のため途中退席することがありますので、あらかじめ御了承くださいますようお願ひいたします。

最初に、本日の配布資料等を御確認いただきます。

○西山副室長 本日お手元にお配りしております資料は、資料目録記載のとおりでございます。資料の内容につきましては、後ほど御説明いたします。

なお、資料とは別に、席上に1枚ものの紙を置いております。これは資料4の冒頭部分に該当する案でございまして、法曹養成制度の現状に対する問題意識を示す内容となっております。まだ検討中のものではありますが、本日の御議論に供するため、お示しいたしております。

また、前回と同じく参考資料のファイルを置いておりますので、適宜御参照いただきますようお願ひいたします。

○大塙室長 それでは、初めに6月4日に司法試験の短答式試験の結果が公表されましたので、これについて推進室から御報告をいたします。

○西山副室長 6月4日に公表されました、司法試験の短答式試験の結果について御説明いたします。資料3、通し番号3ページを御覧ください。

今年の司法試験短答式試験の合格者数は5,308人でした。昨年は5,080人でしたので、228人の増加となっております。また、合格率は66.22%であり、昨年と比較しますと2.84ポイントのプラスとなっております。このうち、予備試験合格の資格に基づく受験者については、一番下の○にございますとおり、受験者数が301人、合格者数が294人となっており、合格率は97.67%となっております。

なお、本年の予備試験の短答式試験の結果につきましては、本日午後4時に公表される予定と聞いております。

以上です。

○大塙室長 以上の報告につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議題であります、「推進会議に向けた報告について」に移ります。前回、推進室から「法曹養成制度改革推進会議決定に向けた結論の取りまとめ骨子（案）」をお示しして、御意見を頂戴したところでありますけれども、更に検討を進め、決定（案）を作成いたしました。

まず、これについて御説明いたします。

○西山副室長 それでは、法曹養成制度改革推進会議決定に向けた決定の案につきまして御説明いたします。資料4、通し番号8ページを御覧ください。

こちらは前回お示しした、結論の取りまとめ骨子（案）に基づき、顧問から頂いた御意見も踏まえて更に検討を進め、取りまとめた内容の案でございます。本日の会議における御意見を踏まえまして、推進会議決定に向けた結論を最終的に取りまとめ、推進会議に上程したいと考えております。

内容について御説明いたします。先ほど御紹介した前文に続きまして、「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」、「第2 今後の法曹人口の在り方」、「第3 法科大学院」、「第4 司法試験」、「第5 司法修習」、「第6 今後の検討について」の6つの項目があります。

「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」から「第5 司法修習」までにつきましては、これまでの検討の経緯や基本的な考え方を明示した上で、今度進める施策について実施主体と内容を明示しております。その内容は記載のとおりでございますので、御参照いただければと存じます。

最後に、「第6 今後の検討について」ですが、法務省及び文部科学省における連絡協議等の環境を整備し、各取組のフォローアップと新しい課題に対応した検討をすることについて言及しております。

説明は以上でございます。

○大塙室長 それでは、今の取りまとめ（案）全体につきまして、納谷座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。

説明についての御質問がございましたら、意見交換の際に適宜お願ひいたします。

よろしくお願ひします。

○納谷座長 前回骨子（案）で、この中身については皆さんの御意見を伺っております。前回の分も含めて、もし何か確認したいことがありましたら頂きたい。更に意見がありましたら頂いても結構だと思います。

どのように進めたらよろしいでしょうか。上から順番に進めていくことがよろしいですか。「冒頭部分調整中【P】」となっていまして、席上配布のこの資料はあるのですが、それを最初にやることよりも、まず中身の方を前回に引き続いてやっていただいた方がよろしいかと思いますけれども、どうでしょうか。

大塙室長、いいですか。

○大塙室長 お願いします。

○納谷座長 では、そういうことで。まず資料4の「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」ということについて、前回も御意見を頂いた。前回での御意見等を踏まえて、それなりの修正がされていると思いますが、そのところを確認いただけるかどうか。御検討いただいて、もし御意見がありましたら頂きたいと思います。御質問でも結構です。

○阿部顧問 質問です。通し番号11ページの「（3）経済的・時間的負担の軽減」の2つ目の○ですが、要は学部3年で既修は2年、既修の場合は最低3プラス2の5年ですが、未修は学部3年から法科大学院の進学というのはあり得ないのですか。3プラス3という考え方はないのですか。

大学院の早期卒業・飛び入学制度を活用して学部段階で3年在学した後に、既修に入る。3プラス2が既修の最短ですね。未修の場合は、学部の3年プラス3という考え方ではないのですかということです。これだと、法学部の人は学部3年で法科大学院に行けて既修2年だけれど

も、法学部でない人はやはり4年卒業しないといけないようにも読めるのですがという、ただ単にそういうことです。

○納谷座長 確認ですから、文部科学省の方から御説明いただきたいと思います。

○北山課長 お答えします。これは早期卒業あるいは大学院への飛び入学という制度でございますけれども、結論から申しますと、3プラス3というものもあり得るということでございます。

こちらでは、その3プラス2というものをより進めていこうという考え方で、この既修者コースについて特に書かせていただいているというものでございます。

○納谷座長 よろしいでしょうか、阿部顧問。今後の検討の中でそのようなこともあり得るということを説明いただいたのですが、よろしいでしょうか。

あと、他に御質問を先に全般的に受けた方がよければ受けます。御意見があるようでしたら、先ほど言いましたように、順番に沿って本文の検討に入りたいと思います。

どうぞ、橋本顧問。

○橋本顧問 今の通し番号11ページの上から2行目の適性試験のことなのですが、前回の骨子には「確認試験の定着状況に応じて、確認試験と法科大学院統一適性試験や法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する」という文言がありましたが、その記載では適性試験の検討開始時期が遅くなってしまうのではないかという質問をさせていただきました。その際の回答は、確認試験が本格化した段階では当然検討しなければならない事柄なのでこのように表現したけれども、適性試験の在り方についてはその前から検討を開始する、という趣旨の御返答であったと記憶しています。

今回、表現は修正されていませんが、趣旨は前回の回答と変わらないということでよろしいのかどうか、御説明をお願いしたいと思います。

○納谷座長 文部科学省の方で。もう1回確認ですので、北山課長よろしいですか。

○北山課長 適性試験の部分について御指摘いただきましたが、御指摘の記載につきましては、法学未修1年次の学生に対して実施される共通到達度確認試験と、法学既修者として入学を希望する者に対して実施される適性試験が、それぞれ法科大学院2年次への進学又は入学に当たって実施される試験であることを踏まえて、試行を通じた制度の定着度合いを見定めつつ、これらの環境を整備することが必要という趣旨を盛り込んだものではございますけれども、適性試験につきましては、本年1月に行われた第15回顧問会議で、橋本顧問から、入学者選抜における適性試験の存在意義、有用性など、在り方に関して改めて検討すべきという御指摘を頂いておりましたし、また、先日6月8日に行われました中央教育審議会の法科大学院特別委員会においても、多くの人にとって法科大学院を受験しやすくする観点から、適性試験の内容や時期を含め、その在り方について検討すべきといった指摘が行われているところでございますので、こういった御指摘を踏まえながら、プロセスとしての法曹養成制度の安定化を図る観点から、適性試験の在り方については速やかに検討していく必要があると考えております。

○納谷座長 そこを、文字として何らかの表現の仕方ができるかどうか。このことを、今、橋

本顧問はおっしゃっております。扱い方はそのとおりで、運用というのでしょうか、解釈は分かりました。それはこの顧問会議でも了承しました。けれども、最初の文章の中に今のようなことをもう少し明確に書き切れるかどうか、最後の段階ですので、そこを確認したのが橋本顧問の先ほどの発言だと思います。中身としては、文部科学省はそのような形で進みたいということは間違いないようです。

よろしいでしょうか。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 同じページで御質問いたします。「（3）経済的・時間的負担の軽減」の2番目の〇で、先ほどもありました、早期卒業・飛び入学制度のところなのですが、優秀な学生に対してそうした取組を進めていくというようになっていますが、この優秀な学生という表現が、何をもって優秀と判断するのか。その基準はどのようにするのかというのが気になるところでありますて、総合的に判断することだと思いますけれども、何か一定の条件の下とか、どのような成績のものとか、そのような文言は入れる必要はないのでしょうかという質問です。

○納谷座長 どうでしょうか。

推進室の方で答えるか、文部科学省の方で答えるか。

では、北山課長、どうぞ。

○北山課長 お答え申し上げます。この優秀な学生に対してというところでございますが、これは法令上2つございまして、早期卒業制度というものと飛び入学制度というものが想定されているところでございます。

この早期卒業制度につきましては、学校教育法第89条において、大学に3年以上在学した者が卒業の要件として大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められる場合に、3年で卒業できるということになっておりまして、また、飛び入学につきましては、学校教育法第102条第2項という定めがありますが、こちらは大学に3年以上在学した者は大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められる場合にそれぞれ活用することができるということが書かれております。

それに基づいて、各大学において判断が行われているというところでございます。

○納谷座長 山根顧問、よろしいでしょうか。そのような法令に基づく優秀な学生という概念を基本的に前提にしているということで御理解いただければと思います。

○山根顧問 それとプラスし、その各法を考えてということですね。分かりました。

○納谷座長 よろしいでしょうか。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 今の点に関連しての質問ですけれども、よろしいですか。

これは、山根顧問の持たれた疑問と同じ疑問を私も持ったのですけれども、「優秀な学生に対して」というように、対象者を初めから決めているような表現になっているからおかしいのだと思います。

そういう表現ではありませんで、大学院への早期卒業・飛び入学制度というものがあって、

これには該当する要件が今おっしゃったようにあるわけです。そういうものに該当する者が、結果的に「優秀な学生」ということになるわけです。つまり、初めから優秀な学生というカテゴリーがあるわけではありません。したがって、文章表現として、「優秀な学生に対して」とするのは、相当ではないと思います。

○納谷座長 先ほど説明のような趣旨のようにお書きになった方がいいのではないかという御意見のようです。これから修文が可能かどうか、多少は関係閣僚会議で決まるまでの間に入れ込めるのかどうかは、私にはちょっと分かりませんが、後で相談してみてください。

○吉戒顧問 入れ込むというよりは、削った方がいいのかもしれません。

○納谷座長 場合によっては削った方がいいのかもしれない。ただ、制度趣旨の提案はそういうことであるということを前提にしているということで、御理解いただければと思っております。

そのような理解でよろしいですか。私はそういう概念で理解しています。

あと、何か御質問あればと思います。なければ、質問の方はそのぐらいにしていただいて、前回との関係で意見がどうなっていくかということで、先にまとめ上げたい。最後に机上に置かれている前文と、最後の第6のところも含めて御議論していただきて、締めにしていく形で審議を進めていきたい。このように思います。取りあえず前回との兼ね合いがありますから、この資料4に書かれているところから始めたいと思います。

最初に戻りますけれども、「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」。通し番号8ページにありますが、これは前回の内容がほぼ基本的には維持されているかと思うのですが、何か前回言ったこととの関係で、もう一度意見がありましたら、述べていただきたいと思います。

この部分は基本的にこれで進めていただくということでよろしいでしょうか。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 この第1の文言自体は、特に異論がありません。前回までの議論等を踏まえてまとめられたものということなのでよろしいと思います。私は、前回、「2 具体的方策」のところに関して、法務省、日本弁護士連合会、最高裁判所という、それぞれの主体が、環境を整備する、取組を推進することが期待される、内容の充実を図ることが期待されている、と書いてありましたけれども、これらの取組のスピード感が出ていないということを申し上げました。その点が今回の資料の「第1の1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方」の下から3行目に「このような流れを加速させるためには」という表現をされまして、引き続き取組を推進させるというようなニュアンスが出ましたので、これでよろしいと思っております。

○納谷座長 ありがとうございます。

思いをそこに込めて、更に具体化のところで我々の期待を実現していただきたいということにしたいと思います。

有田顧問の方ではどうですか。

○有田顧問 「2 具体的方策」のところに、法科大学院、文部科学省のところが抜けている

のですが、それは後の法科大学院の在り方のところに書いてあるのですね。ですから、それと合わせて読めばそうだということは分かることです。

ですが、ここにも具体的な方策としてそれぞれの立場でそれがベストを尽くすのですということが分かるように、文部科学省のところも法科大学院に対して種々のそういった分野で働くような科目の選定をするのを推し進めるというところも、ここの部分に入れておくのも必要かと思ったのですが、それは単なる私の意見でありまして、後で読めますので、それはそれで結構だと思います。

○納谷座長 どうですか。推進室の方で、改めて入れることはできますか。

○大塙室長 全体の構成の関係もありますので、御意見として頂戴しておきます。

○納谷座長 席上配布のこの文章とも若干関わるかもしれません。それは御意見として、更に最後の仕上げのときに考えていただくという形にしたいと思います。中身を変えるわけではありませんので、そこはそのような形で対応していただくという形にしたいと思います。

他に、山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 質問になってしまふかもしれないのですけれども、「2 具体的方策」の法務省のやるべきことということで、関係機関の協力を得て、環境を整備するというようにありますけれども、この環境整備を具体的にどのように進めるのかというのは、なかなか見えてはこないのですが、これから整備のための検討を始めるのか、ある程度環境整備のための準備ができているのか、どのような中身なのかというのを教えていただければと思うのです。

○納谷座長 西山副室長、どうぞ。

○西山副室長 では、私の方から御説明をしますと、前回の顧問会議で御紹介をいたしました、「法曹有資格者の活動領域拡大に関する有識者懇談会」の取りまとめがございます。

そこで、国・自治体・福祉等と企業についてはそれぞれ環境整備という形で、あるいは海外展開のところについては、内閣官房に置かれております「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」の下でという記載がございます。これに沿って、このような取組をやっていくことになるかと思います。

国・自治体等と企業に関しては、これから関係機関・団体等とも協議して、どのような形で更に進めていくかについて、そういった環境をどのような形で整えるかも含めて、これから検討ということになろうかと思います。

○納谷座長 山根顧問、それでよろしいですか。

○山根顧問 継続するものと、これから始めるものと、いろいろあるということですね。

○納谷座長 他になければ、一応また戻ってくることがあるにしても、「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」については一応ここで閉じさせていただいて、「第2 今後の法曹人口の在り方」というところに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、この項目について御意見があれば受けたいと思います。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 意見といいますか質問といいますか、私の考えを申し上げます。案には、「当面、

これより規模が縮小するとしても、1,500人程度輩出されるよう、必要な取組を進め」とありますが、これはこれで結構なことだと思います。しかし、現に今年の司法試験がもう終わっていますので、この「当面」、必要な取組を進めるというのが、時期としていつ頃からなのかというの関係者、特に、受験生にとっては非常に大きな関心事だと思います。今年の司法試験はもう終わっていますので、この司法試験合格者数の設定は、来年以降のことかなというような受け止め方を私はしておりますが、それはどうでしょうか。

それから、当面の司法試験合格者数については、このような1つの数字といいますか、目標を出されています。しかし、当面の司法試験合格者数がそのようなものであったとしても、将来的には、数年後に法曹人口が全体で5万人に達することになると思います。そのことは、司法制度改革審議会意見書において5万人を一応目標にすると書いてありましたので、それはよろしいと思いますが、その5万人を達成した後の日本の社会における法曹像といいますか、法曹の在り方といいますか、それが見えてこないよう思います。

これは、将来の課題ということになると思いますけれども、そのような5万人が達成された暁における法曹養成制度の在り方については、また、別の機会に御検討された方がいいのではないかというのが私の意見です。

○納谷座長 分かりました。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 いいですか。今の点に関連してなのですが、司法制度改革審議会が行われて、意見が出まして14年が経ちましたでしょうか。もう14年間で当時作られた制度設計がいろいろなきしみが出て、言わば破綻しているといいましょうか、そのような事態になって、この法曹養成制度改革の機会が持たれたというように認識しています。さらに、法科大学院も10年ちょっとです。それでやはりいろいろな問題が出てきます。

そうすると、この今、我々が議題にしている推進会議決定がどの程度まで生きるのか、つまり、変な言葉を使えば、賞味期限はいつなのかという部分は考えておかなければいけない話ではないか、それは正に、今、吉戒顧問がおっしゃったように、これは1つの経過の問題であって、その後どのような、更なるこの法曹問題についてビジョンを持っていくのかということを今の時点で考えていくことが、この賞味期限をどう考えておくのかというところにもつながってくるかという感じは持っておりますので、加えさせていただきたいと思います。

○納谷座長 では、大場室長。

○大場室長 最初に吉戒顧問がおっしゃったところで、法曹人口の在り方についての考え方はいつからかということですけれども、これは推進室の設置期限が7月15日ですので、それまでに法曹養成制度改革推進会議決定がされれば、そこから全体について効力が生ずるというような理解をしているところであります。

法曹人口5万人という、その先の話については、通し番号9ページの上の「第2 法曹人口の在り方」のところの末尾の3行目、「法務省は」というところがありますけれども、引き続き検証を行っていくということになっております。データの集積というのは毎年起きてくるわ

けですので、その辺の検証は引き続き法務省の方で行っていただくということになります。

有田顧問は、推進会議決定について、賞味期限というようにおっしゃいました。その点について明示はしておりませんけれども、この中にも、通し番号9ページ「第3 法科大学院」の1のところで、平成30年度までを集中改革期間としております。ですから、それでどのような効果が表れているかというのが1つの節目になるのではないかと思います。

ただ、その効果がいつ出るのかということについては、今の段階ではいつということまでは言えないのではないかと思いますけれども、少なくともこの平成30年までの集中改革期間で、いろいろな法科大学院の改革がなされていくということで、それを前提に考えていくことになると思っております。

○納谷座長 お二人の発言を聞いて私なりに整理させていただきます。ここに盛られた「2具体的方策」（1）以下の具体的な中身がありますね。

それは今言ったように、3年間で集中的にやっていただきなければならないし、その成果も見ていきたい。それは最小限どうしても必要なことだと思います。けれども、吉戒顧問は、この5万人という構想を更に超えていくときの社会的要請が出たときにはどうするのか、そこまで拘束があるのかどうか。有田顧問も同じように、今ある問題を根本的に見直さなければならぬ事態が出てきたときに、どこまでこの文章が拘束性を持ってくるのかということを危惧されての発言だったと思います。そういう意味で、そこについては、多分この最後の第6のところにある文章にかかわるのではないかと私は思ってはいるのです。

通し番号13ページの「第6 今後の検討について」というところで、もう1回議論していただきたいと思います。ここの後半の部分で、新しい事態が出てきたら、またそのようなことを検討しなければならないニーズが高まってきたら、そのときに今のような問題も含めて検討していくという意向がここにあるのではないかと、私は読み込んでいました。けれども、これはもう少し先に行って、そこに行ったときに私の発言が間違っていたら訂正していただいて結構です。今のやりとりは非常に重要なことですので、それはそれで、そういうニーズが出てくるかどうかは、これから3年間は少なくともきちんと改革をした上で、様子を見ていきたいということのようです。

そのような感じで、私はお二人の意見を受けとめました。これは、一応の整理の仕方としての私の見方ですので、遠慮なく後で御意見あれば述べていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。一応、今の段階ではそういうことです。

他に何かありましたら、どうぞ。

○橋本顧問 今の点ですが、確かに、将来を見据えた制度の大改革というような非常に大きな課題については第6の後段という議論かもしれません、それ以外の、例えば、今回の改革の実施の状況の検証し、その結果を睨みながら、その手直しなり、見直しなりを考えるプロセスなどは、やはり前段に含まれるということできちんとやっていただきたいと思います。

今、御意見が出ていましたが、5年なりの期間が経ちますと、今回の判断の前提となった事実自体がかなり変化し、それに伴って法曹養成制度をめぐる状況も相当に変わっている可能性

があると思います。期待を込めていえば、法科大学院制度も大幅に改善されていなければなりませんが、その点はともかくとしても、そういう中で、さてそれからどうしていくかという議論をしなければいけない事態が来ると思うのです。

その上で、私がお願いしたいのは、タイミングとスピードです。法曹人口問題を含めて法曹養成制度がうまく回っておらず、相当な改革の必要があるのではないかということはつとに言われてきたのですが、今回このような形に結実するまでにはほぼ5年かかりました。事の重みに鑑みれば「それだけ慎重に対処すべきだ」という面はあるとしても、その間の法曹志願者の減少に見られるとおり、事態がどんどん悪い方向に進んでいたことは大変残念なことだったと思います。その意味で、やはり全体を見渡しながら、検証・改善というステップをタイミングよくスピード感をもって踏んでいくことが必要であり、そのための工夫を是非お願いしたいと思っています。

○納谷座長 橋本顧問のおっしゃっていることは、まず検証するステップを設けて、それで先ほどのような場を設ける必要があるかどうか。こういう2つの段階を経てほしいということで、発言を受け止めてほしいということのようです。多分そのような趣旨で推進室も考えて、先ほどの説明もあったのかと思っております。

よろしいでしょうか。いきなり、これをしたからすぐ、白紙に戻すというわけではないので、やはり成果をきちんと点検してもらった上で、それぞれのところにもう1回検討に入る必要があるかどうか。質的な見直しをきちんとやるかどうかという、そこに入ったときに考えればいいと思います。

○有田顧問 この件に関して、これから議論されることになる法科大学院の関係との関連ですけれども、この第6の関係だけで言いますと、法科大学院が3年を目途にいろいろ改革しますということを文部科学省の方が出されたというのは、非常に私は期限を切ってされたというの非常にいいことだったと思います。

ただし、見ると、これが出てくるまでの間、難産だったといいましょうか、苦労されただらうと思うのです。この改革が現実に実行されていく経過というのは、もっともっと難産で、健全に育つためには問題が山積みしていると思うのです。

その中で、法務省も頑張っていただこうと思うけれども、法務省との連絡をしながらやるというだけでは、文部科学省も、応援団も必要だし、あるいは他の機関との利害が対立したりした場合にその調整も必要だらうということを考えますと、「第6 今後の検討について」という部分の前半部分に、前にも山根顧問からの話もありましたように、第三者的でしかも後押しをするような、この顧問会議ほどではないけれども、臨時に開かれるものでもいいですが、もうちょっと小さな後押し、応援のような機関が作られれば、我々としてもそれに物事を託して、この顧問会議を終えるという安心感があるのです。

そのことをこの前私も言ったのですけれども、そのようなことも踏まえた形で、読み込んでいきたいと思うのです。

○納谷座長 どうしますか。推進室の方でお答えできますか。

○西山副室長 御意見として頂戴して、今後、環境整備を検討する中で考えていきたいと思っております。

○納谷座長 文部科学省の方はいいですね。

では、この法曹人口論の話は、2回ほど前の会議で十分議論して、いろいろな関係者のすり合わせで出てきた表現だということでした。これをベースにして更に進めていきたいということで作った文章ですけれども、それを今、このような形で表現し直したというのでしょうか、まとめ直したところがありますけれども、趣旨は伝わっていると思いますので、今のような追加の意見はもちろんありますが、それは更に今後どこかで検討していただくことにして、取りあえず「第2 今後の法曹人口の在り方」については、この程度でよければ次のところへ移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、通し番号9ページ「第3 法科大学院」のことについて、審議をしたいと思います。

どうぞ、どこからでも構いませんので、前回お話しなさったことが表現されているかどうかも含めて一応確認していただいて、対応していただければと思っております。どなたからでも、もし御意見があれば、先ほど一部は既に意見が表明されておりましたけれども、それ以外のところで。

○橋本顧問 通し番号1 2ページの予備試験のところですが、文章が長く、意味が取りにくい面がありますので、少し意見を申し上げたいと思います。

「これらを踏まえ」以下の文章ですが、平成30年度までに文部科学省において法科大学院の改革を集中的に進めるとされ、他方として、法務省においても、「予備試験の資格で司法試験に合格した者について・・・引き続き検証するとともに、その結果を踏まえつつ、予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善等々を含めた必要な方策を検討する」と書かれています。

この「引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ・・・検討する」という表現は、検証と検討というのがどのような関係に立っているのかが今一つ分かりにくくないように思いました。

予備試験の状況は、法曹養成全体に非常に大きな影響を及ぼし得る要因ですので、法務省においても、タイミングを逸することなく、科目の見直しや運用面の改善などについて、必要な方策の検討に着手し、それを続けていただきたいと思います。

○納谷座長 文章はこれで十分かどうかの問題はあるにしても、文部科学省の方としても、そのような時期が来れば提案をするだろうし、法務省としてもそこのすり合わせはしていくことになるだろうと思います。

○橋本顧問 そういう理解で御要望を申し上げたいということでございます。

○納谷座長 要望があったということは留めておきたいと思います。

他にございますか。ここの部分が表現が前とはちょっと違ったので、そういう要望があるのは当然かと思いますけれども、他にございませんでしょうか。

それでは、また戻ってくることがありますても、前に進めたいと思いますが、よろしいでし

ようか。

「第5 司法修習」でございますけれども、この点についてはいかがでしょうか。御意見がありましたら受けたいと思います。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 経済的支援については、できる限りもっと手厚くできないかというようなことで意見は届けてきたと思うのですが、この文言を読みますと、「必要に応じて」やっていく、「必要と認められる範囲で」検討すると、何度も必要があれば必要があればというのが繰り返されていて、何か後ろ向きな感じがするという意見です。

現に今、修習をしている若い人たちといいますか、そういう方たちがかなり苦労があるという状況のように思えますので、その視点も大事にして、今できることが何かというように、前向きに検討をいただければと思っています。そのように読み取れる文章だと、若い人に明るいメッセージになるのかなという感想を持っています。

○納谷座長 前半のところは前回も、この「必要に応じて」という文言はいらないのではないか、どうするかということを検討依頼をしておりました。「必要と認められる範囲」という文言も多少問題があるのではないかという発言があったことは承知しております。その上で、たまたまこの「必要に応じて」という文章もまだ残ったままなので、今のような発言になったのですけれども、これは推進室の方はどうお考えなのでしょうか。

○西山副室長 前回の骨子(案)ですけれども、そこには入っていなかった部分でございます。それで、御意見があることも踏まえまして、推進室としては、そもそも基になります検討会議から頂いている、このようなことを検討しなさいという事項には入っていないところを、このような形で入れさせていただいたというところをお酌み取りいただければと思っております。

山根顧問が今、御指摘を頂いた点というのは、正に司法修習の実態であるとか、ここでの文言に書いてあります事項を踏まえて検討していくということで、そのような御理解を頂ければと思っております。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 前回の資料では、司法修習の部分は、確か1行か2行程度の記載だったと思います。それが今回の資料では、非常に詳しく述べてあるわけです。

この部分は、このような記載でよろしいと思います。そもそも、司法修習生に対する経済的支援の問題は、考え方の基本として、ここで議論でもあくまでも貸与制を前提にした議論をする、その中で、どれだけ運用ベースで努力することができるだろうかということであったと思います。そして、その運用については、関係当局に聞いて、現在のところではぎりぎりのところまで頑張っているということを聞いているわけですから、推進会議決定の書き方としてはこのような書き方になると思います。

これを超えるような記載をすることになれば、それは制度的な問題になると思います。したがって、そこまでの議論をするのは、ここでのミッションではありませんので、貸与制を前提

とした運用の話としては、このような書き振りになると思います。

○納谷座長 吉戒顧問はそういう見方で捉えたらどうかということのようですが、よろしいですか。

橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 今の点については、さまざまな御意見があるように思いますが、法曹養成課程で経済的負担が非常に重いということが志願者減少の要因になっているとの指摘がつとになされていて、修習生のアンケートの中でも経済的な負担の重さを訴える回答が相当あるということをございました。

質・量ともに豊かな法曹を育むというためには、この状態を一刻も早く改善して、幅広い法曹志願者を呼び込むことができる環境を作ることが喫緊の課題であろうと思います。

ここは、関係者が協力して、修習生に対する経済的支援としてどのようなものが適切なのかについて是非幅広に議論をし、また検討を開始していただくことを要望いたしたいと思います。

○納谷座長 要望ですね。

他にござりますでしょうか。この部分は、大変なすり合わせをしての表現だとは思います。司法修習は、法曹になっていくための1つのプロセスですので、できるだけ温かい支援ができるようなことを関係者で考えていただいて、それを早く実現できるように努力していただきたいというのが要望のようでございます。法務省においても十分検討なされて、最高裁判所、財務省等々の関係が出てくると思うが、ここでの声を反映していただきたいということのようでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、「第6 今後の検討について」をやった方がよろしいのか、それともこの前文の部分がやはり気になりますよね。そちらの方を先にやって、第6をやった方がいいか。席上配布のこの文章でございますが、要するに推進会議の決定文の前文としてこのようなものを入れ、その基本的な姿勢というものを示すために置かれたと思います。

御意見がありましたら受けたいと思います。もう少しこのようなものを入れたらどうかという御意見があれば、まだ【P】の段階のようですから、多少関係部署との調整をすり合わせを必要とするかもしれません、多少は変えられる余地はあるかもしれません。ないかもしれません、それは私にはちょっと分からぬのですが、もう最後の段階でございますので。相当苦労して出してきた文だとは思いますが、一応皆さんの方から見て、これはどうだということがありましたら、御意見を伺いたいと思います。

そのように受け止めているのですけれども、西山副室長、それでよろしいですか。

○西山副室長 それで結構です。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 推進会議決定（案）は、その見出しが第1から第6までありますけれども、こういう文章の書き方として、卒然と第1から始まるよりは、いわゆる枕的な文章があった方が読みやすいという意味では、この前文が置かれた方がよろしいと思います。しかし、前文は前文にすぎませんから、余りに長いもの、あるいは、そこに内容を盛り込むのはちょっとどうかと

思いますので、この程度の記載でよろしいと思います。つまり、この前文は、現状に対する認識と課題を踏まえて、それに対する関係者の取組を期待するという趣旨を示したものですから、このような形の表現で特に異論はないと思います。

○納谷座長 ここに書かれている限りでは、ごく普通の、この種のものを出すときにはあり得る表現だと、私も吉戒顧問と同じような印象を持ちました。

どうぞ、何かあれば。

ここの後ろの4行ぐらいのところは、そのような事態に陥っているとの事実確認の上で、「本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出してくれたため、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても現状認識を共有して必要な協力をを行うことを期待する。」となっています。要するに、これからの方々が法曹の道へ入ってくるための夢を与えるような政策、それがその第一歩だということです。

もう少し足せという場合、いろいろな話が多分出てくるかと思いますが。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 前文の中で、「法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出」と書いていただいているので、私はこれは十分だと思います。

○納谷座長 我々としては、今後若い方が法曹を目指して多数参加していただけるようにしていただきたいという希望は持っています。それに向けて関係者は努力していただきたい、このような文言はあった方がいいかと私も思いますけれども、皆さんの方に更に意見がありましたら受けたいと思います。

よろしいでしょうか。では、一応推進会議の方はこれをベースにして【P】を本文化していく方向で、関係部署と最後の詰めをしていただいて、仕上げていただきたいということをお願いしたいと思います。

そのようなことを受けて、最後に残りましたけれども、「第6 今後の検討について」、これが先ほど吉戒顧問、有田顧問の方からも期待といいますか、このように考えていくことも必要ではないかということの発言がありました。他の顧問の先生方においても、御発言がありましたら、頂きたいと思います。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 吉戒顧問、有田顧問のおっしゃるとおりだと思います。それに加えて、ちょっと確認も含めてですが、ここで「法務省及び文部科学省は」ということと、あと、「関係機関・団体」と出てきますけれども、この関係機関というのは何なのかということです。例えば、まず最高裁判所はお入りになっていると思いますけれども、他の例えば人事院とか、総務省とか、いわゆる政府の部内、あと、団体は日本弁護士連合会のことか、要はこの書きぶりでいいと思うのですけれども、「関係機関・団体」とは誰のことかというのは、一度ここではっきりと教えていただきたいのです。

○西山副室長 前回も阿部顧問から御指摘を頂いたところでございますけれども、これはいろ

いろいろ取組についてのフォローアップ等でございますので、その取組内容に応じて「関係機関・団体」もいろいろ変わってくるかということで、このような表現にさせていただいております。特に何かに限定するという趣旨ではございません。

具体的にはこの環境整備について、どういう取組についてはどういう形で、どういう関係機関・団体に入っていただいて、御協力を頂いていくかというところは、個別にまた検討していきたいと思っております。

○納谷座長 代表的な例を明らかにして、このようなこと等を考えながら各テーマごとにそれは決まっていますという説明があった方が安心だというのか、そこを知りたい。こういうのが阿部顧問の意見のようです。第1から第5までありますから、それぞれによって違うとは思いますが。

○阿部顧問 あえて言いますと、法務省、文部科学省は当然なのだけれども、法曹三者というのはやはり位置付けていただいた方がいいかと思います。書きぶりはこれ以上言いませんけれども、当然最高裁判所も日本弁護士連合会もこの中にいるということですので。

○西山副室長 それは顧問がおっしゃるとおりということでございます。

○納谷座長 山根顧問。

○山根顧問 関係機関・団体はそれで分かりますが、そうしますと前文の方には、最後に関係者という言葉が出てくるのですけれども、これはどうなるのかとちょっとと思うのですが、個人的に思うのは、国民に理解されることも重要だというような考えもありまして、その辺りを文言にするのは難しいですが、そういう視点も入っているのかというのもちょっと気になるところではあります。

○納谷座長 関係者という概念がいろいろあって、このようなことになったとは思うのですが、私もコメントのしようがないのですけれども、少なくとも法曹関係者は国民の負託を受けてこの仕事をさせていただいているわけですので、そういうときに必要に応じて、いろいろな消費者団体というところも入ってくる場合もあるでしょうし、そういう広げ方をしながら、新しい社会に対応する検討の場を作り、実施の機関を作っていくということは、この中に入っているものではないかと、私はそのように読んでおります。そこを手抜きにしてしまうと抽象的で分からなくなってしまうこともありますが、やはりそこはきちんとやっていただくということは信じたいと思っております。

○吉戒顧問 私も、国民にも理解されることが必要だと思いますが、例えば、「国民の理解を得ながら」というような良く使われる表現がありますので、それをどこかに入れたらどうでしょうか。

○納谷座長 法曹関係者のところだけで何か対応して事が足りるというわけではないわけで、そこら辺がもし表現的に前文か、まとめのところかに入れられたら。我々法曹に關係した人間から見ると、国民の負託を受けて司法という問題を扱っているわけですから、そのところをこういう決定書の中でも底流としてきちんと表現できるようなことが必要だとは思います。どこか入ればお願ひしたいと思います。

橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 前回、骨子の段階での案に対して、2つのこと申し上げました。1つは今後の取組に関する組織・体制は、単なる連絡、調整の場ではなくて、組織又は実質面での連携の取れる継続的、定期的な協議、協力体制である必要があり、実質的な協議を促進する意味で、人的な体制の強化、充実も考えるべきだという点です。

もう1つは、新しい体制では、各省に下ろされた課題だけではなく、法曹志願者の減少にどう対処するかという視点から、積極的な協議と検討をお願いしたいという点です。

その趣旨は、法曹養成制度全体の充実という観点からは、各省が所管事項に関して縦割りで取り組むのでは不十分で、強い連携体制を取る必要があること、対処すべきは法曹志願者の減少であるところ、その観点からは、各省の枠にとらわれない検討、立案、検証が必要であるというところにあります。

本日頂きました決定（案）の「第6 今後の検討について」を見ますと、後段が入ったことで、骨子の段階では入っていた「必要に応じて、法曹養成制度の充実強化に向けた更なる検討を行う」という文が前段から隠れてしまい、残されている課題とか、今後の取組の中で見出される課題等の検討の位置付けが若干分かりにくくなつたという感じも受けました。

しかし、この点は文言に厳格にこだわるのではなくて、法曹養成制度の改善に関わる課題は、広く前段の検討体制の中で、継続的に検討、対応すると読むべきですし、そのような姿勢で運用されるべきだと思います。

例えば、法科大学院生の司法試験合格率の向上のためには、この他にどのようなやり方があるのだろうか、あるいは入学者選抜のより良い在り方というのはどのようなものがあるのだろうかというような議論、検討などは、法曹養成全体に関わる大きな問題だと思いますので、各省の個別の検討に委ねるだけではなくて、前段の組織、体制の下でも継続的に協議、検討をすべきだろうと思います。

そうしない限り、重要な事項が連携した検討の場から漏れてしまい、せっかく全体としての視野での改革を目指した今回の推進会議決定の実質的な目的が果たせないことになりかねないと思われるからです。

このことと関連しますが、先ほど山根顧問、有田顧問から出ていましたけれども、私も今後の取組の体制とか組織には、第三者の目といいますか、お目付役というのでしょうか、御意見番というのでしょうか、何かそのような存在が必要ではないかと感じています。

その存在が、議論が対立して平行線になったまま先に進まないとか、各省の所管事項に還元されて連携が果たせないなどの事態に直面した場合に、その状況を開拓する方向での1つの梃子になり得ると考えるからでございます。

もちろん、これには様々に難しい問題があることは理解しますし、他に更に良い案があるかもしれません、実質のある連携を実現するアイデアの一つとして申し上げました。なお、第三者という場合に、顧問会議のような会議体が必要なのか、それより小さい会議体なのかなどの各論についても、いろいろな意見があり、また工夫の余地もあると思いますので、御検討い

ただければと思っております。

○納谷座長 推進室の方で、要望といいますか、今後の運営についての意見として受け止めてください。

推進室とも事前に協議しているところなのですけれども、次回もう1回ありますので、そこで今、言ったようなこの決定書に対して、我々はこのような形でやってもらいたいという発言をきちんとまとめる場を作つてみたいと思っておりますので、今は、決定書の内容について、これで良いか、との視点で審議したいという意見を持っています。

次回は、決定書が推進会議で決まった後になるのではないかと思います。そのようなことで、それについて、更にこのようなことを顧問としては要望し続けていきたい、ここはこのように読んで、是非やってほしいとか。そのようなことができるような最終回にしたいと思っておりますけれども、それはまた推進室と検討させていただきたいと思います。

遠慮なくお話しいただきたい。これとは関係なく。この時点で御意見がありましたら、どうぞ述べていただきたいと思います。

私はこの第2段落目のところが、新しく書き込まれたもので、これからのこと書いている文章だとは思う。要するに「第6 今後の検討について」の第2段落目に書かれている、「さらに、グローバル化」で始まる部分ですが、これは、まず第1から第5まで具体的に決定書で決められた政策をきちんとやつていただくことが前提で、先ほど橋本顧問等の発言にもありましたけれども、その結果をある程度もう1回どこかの目で、場所というのでしょうか、検討していただいて、更に変える必要がある質的な大きな転換をしなければならない検討課題が出てきたというものが見えてきたときにどうするかということについての期待感を込めた文章ではないかと読んでおります。

そういう意味で、まず第1から第5までの各取組をきちんとやつていただくことが重要であって、その上で今度何か新しい課題が見つかった場合、もちろん何もしないというのではなくて、このような社会の要請に応じたことに対応する課題に対しては更に検討を進めていくことを期待したいということの文言だと読み切ってしまいたいと思っておりますけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

私はそのような感じで読ませていただいたのですが、結構ですか。

あと、これで項目ごとの審議は一応終えたのですが、全般を通して御質問等がありましたら、または要望等がありましたら受けたいと思います。

先ほどもお約束しましたように、決定書は決定書としてこれで推進室の方にお願いするにしても、更にこのようなことはきちんと要望しておきたいという項目等々があるだろうと思いますので、それはそれで受けるという場を設けたいとは思っておりますが、今日のところはこれでよろしければ、結論といたしましては、今日提出されました配布資料の資料4を取りまとめ内容としておおむねこれで推進していいということで了解したいのですが、そのような取扱いがよろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 ありがとうございます。

それでは、そのようなことで、資料4と席上配布のこの資料も合わせて、この趣旨に沿って成文化を図っていただきたいということでございまして、あとは推進室の方に御一任していきたいと思います。

どうもありがとうございました。

一応、私の役目は以上です。今日の部分はこれで終えさせていただきますけれども、時間は早いようですが、早く終わってもいいのではないかと私は思うのですが、推進室の方で何か。

○西山副室長 他の顧問も御異存がなければ、よろしいでしょうか。

○納谷座長 よろしいですか。

では、そういうことで、今日はこれで、次回以降のことはこれから推進室からあると思いますが、先ほど私が言ったような要望が、推進室との間でもう少し詰める作業をさせていただければと思っております。

どうぞ。

○西山副室長 ありがとうございました。

そうしましたら、本日の御議論も踏まえた上で結論の案を最終的に確定させていきたいと思っております。

それでは、時間は早いようでございますけれども、次回の日程を御紹介いたします。

次回の顧問会議の日時は6月30日火曜日午前10時から、場所は本日と同じ法務省第1会議室となっております。

それでは、これで終わりにしたいと思います。

本日はありがとうございました。